平成２８年（フ）第１８５号
大阪府阪南市石田514番地の１
債務者　中谷　雄企
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
大阪府岸和田市大町394番地の７
債務者　小角明日香
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９０号
大阪府岸和田市宮前町８番23号　ドミールＤＩ301号
債務者　上玉利辰郎
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
大阪府泉大津市池浦町４丁目８番30―207号
債務者　吉野　安孝
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
大阪府泉佐野市高松東２丁目４番31号　グランシャリオ102、前住所大阪府泉佐野市西本町16番63号
債務者　田端　正美
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
大阪府岸和田市下野町２丁目１番13号
債務者　種畑　　浩
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
大阪府泉佐野市葵町１丁目４番13号
債務者　鎌田ちえみ
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
大阪府和泉市府中町２丁目２番29―201号、前住所大阪府和泉市肥子町１丁目５番19号
債務者　川上　良子
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０８号
大阪府岸和田市三田町33番地の１
債務者　西川　昌博
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
和歌山市鳴神591番、住民票上の住所和歌山市三沢町４丁目８番地２　６Ｆ261号
債務者　中上　由香
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２号
和歌山市六十谷1342番地262
債務者　宇野　和男
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５号
和歌山県有田市港町842番地、住民票上の住所和歌山県有田市港町842番地１
債務者　上野山知草
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７号
和歌山市六十谷943番地１　グリーンフル六十谷Ｉ101号
債務者　市野　知美
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０号
和歌山市西庄206番地１　ウエストヒルズ206号
債務者　本田　令司
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
和歌山県岩出市山516番地（202号）
債務者　森山　正章
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２８号
和歌山市福島771番地３　池尻コーポサンライト103号
債務者　城　　由子
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４４０８号
大阪府寝屋川市池田西町21番12号
債務者　松葉加代子
１　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部